注記

１　重要な会計方針

⑴　有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として昭和60年度以降取得分については「取得原価」により評価を行い、昭和59年度以前取得分については「再調達原価」で計上しています。ただし、開始時における有形固定資産については、昭和60年度以降取得分であっても取得原価が不明なものは再調達原価としています。

道路・河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものは備忘価額１円としています。

なお、開始後については、原則として再評価は行わないこととしております。

⑵　有価証券等の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、取得原価と額面金額に差がある場合は償却原価法により計上します。

②　満期保有目的以外の有価証券

ア．市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・基準日時点における市場価格

イ．市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、発行会社の財政状況の悪化により有価証券の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、有価証券の価値の低下割合が30％以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

③　出資金

ア．市場価格のあるもの

なし

イ．市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30％以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

⑶　棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　先入先出法による原価法

⑷　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く。）・・・・定額法

②　無形固定資産（リース資産を除く。）・・・・定額法

③　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）・・・自己所有資産と同一の方法

⑸　引当金の計上基準及び算定方法

①　投資損失引当金

なし

②　徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去５年間の平均不能欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③　退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち一戸町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④　損失補償等引当金

なし

⑤　賞与等引当金

翌年度の６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の支出見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑹　リース取引の処理方法

①　ファイナンス・リース取引

ア．所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ．ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②　オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑺　資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めませんが、欄外注記として表示しています。

資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度末現金預金残高）は、貸借対照表の流動資産の現金預金と連動します。

⑻　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①　物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、原則として取得原価が50万円以上の場合に資産として計上します。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②　資本的支出と修繕費の区分基準

　　資本的支出は固定資産の価値を高め、耐久性を増すこととなると認められる経費とし、金額的区分基準については、20万円未満であるときに修繕費とします。また、金額が20万円以上であっても明らかに修繕費となる費用は修繕費とします。

ただし、道路（公共工作物）に関しては、金額の基準を定めません。（カーブミラー等の新設は20万円未満であっても計上。ただし区画線は20万円以上であっても計上しません。）

③　消費税及び地方消費税の会計処理

原則として税込方式により、法適用公営企業については一部税抜方式によっています。

２　重要な会計方針の変更等

　　なし

３　重要な後発事象

　　なし

４　偶発債務

　　なし

５　追加情報

⑴　財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①　財務書類の作成基準日は、会計年度末（３月31日）ですが、地方自治法第235条の５の規定により、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

②　地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率　　　 ―％

連結実質赤字比率　 ―％

実質公債費比率　　8.4％

将来負担比率　 　38.1％

③　利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

一般会計等　 　　　216,455千円

公営企業会計（非法適）　36千円

④　繰越事業に係る翌年度支出予定額

繰越明許費 （一般会計） 1,067,315千円

事故繰越 （一般会計） 　　2,458千円

⑤　過年度修正等に関する事項

なし

⑵　貸借対照表に係る事項

①　売却可能資産の範囲は、普通財産のうち、未利用のものとします。

②　地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額　　　　　 7,787,425千円

③　地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

ア．将来負担額　　　　　　　　11,781,621千円

イ．充当可能財源等　　　　　　10,173,697千円

ウ．標準財政規模　　　　　　 　5,065,547千円

エ．算入公債費等の額　　　　　 852,173千円

⑶　純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①　固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

②　余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

⑷　資金収支計算書に係る事項

①　基礎的財政収支　297,171千円

⑸　既存の決算情報との関連性

①　一般会計等財務書類

地方自治法第233条第１項に基づく歳入歳出決算書には前年度からの繰越金 325,995千円が含まれていることと、会計間の繰出金8,339千円を歳入及び歳出から控除していることにより、差額が生じています。

歳入歳出決算書（歳入／歳出）　8,168,052千円／7,797,115千円

資金収支計算書　7,833,718千円／7,788,776千円

差額　△334,334千円／△8,339千円

②　全体財務書類

地方自治法第233条第１項に基づく歳入歳出決算書には前年度からの繰越金1,845千円が含まれていることと、会計間の繰出金612,319千円を歳入及び歳出から控除、及び国民健康保険事業勘定特別会計での翌年度繰上充用金86,996千円により、差額が生じています。

歳入歳出決算書（歳入／歳出）　10,590,656千円／10,810,257千円

資金収支計算書　10,063,488千円／10,197,938千円

差額　△527,168千円／△612,319千円